

中央区環境行動計画策定方針（案）

1 策定の趣旨

区は、平成12（2000）年3月に、「中央区環境保全行動計画」を策定し、総合的な環境政策の推進に取り組んできたが、その後の社会状況の変化に対応していくため、平成20（2008）年3月に本計画を改定し、現行の「中央区環境行動計画」を策定した。

平成23（2011）年3月に発生した東日本大震災による電力不足などの問題は、大量のエネルギーを消費している今日の社会のあり方を見つめ直し、私たちが安心して暮らすことのできる持続可能な社会の必要性を改めて認識させた。

持続可能な社会づくりを推進していくためには、私たちが地球温暖化などの地球規模での環境問題に対する理解を深めるとともに、日常生活や事業活動を環境負荷の少ないライフスタイルに変えていくなど、足元から行動していくことが求められている。

一方、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の選手村を擁する本区は、大会後の晴海地区でのまちづくりを見据え、誰もが住みやすく、快適に過ごせる都市環境を確保していかなければならない。

東京都は、大会後を見据えた、環境に配慮したまちづくりを進めるため、平成29（2017）年3月に「選手村地区エネルギー整備計画」を策定した。区は、この計画による東京都の動向を注視するとともに、水素エネルギーはもとより、再生可能エネルギーや未利用エネルギーの有効活用について、東京都と連携した取組を推進していかなければならない。

現行計画は、平成30年3月で期間が満了となることから、こうした状況を踏まえ、区は、望ましい環境像の実現に向けて、新たな基本目標に基づく施策を総合的かつ計画的に展開していくために、今後10年間を見据えた計画を策定することとする。

2 計画の名称

（仮称）中央区環境行動計画2018

3 策定時期

平成30（2018）年3月

4 計画期間

平成30（2018）年度から平成39（2027）年度までの10年間とし、平成30（2018）年度から平成34（2022）年度までの5ヵ年を「前期」、平成35（2023）年度から平成39（2027）年度までの5ヵ年を「後期」とする。ただし、計画期間中の社会状況の変化に応じて、計画の見直しを行う。

5 計画の性格

- (1) 環境基本法第36条及び地球温暖化対策の推進に関する法律第19条第2項に規定されている「地方公共団体の施策」を受けて策定する計画である。
- (2) 上位計画である中央区基本構想及び中央区基本計画における環境保全等に関する施策を補完する役割を持つ計画である。
- (3) 関連計画である「中央区役所温室効果ガス排出抑制実行計画」、「中央区一般廃棄物処理基本計画」及び「中央区緑の基本計画」との整合性が図られた、環境政策に関する総合的な計画である。

6 計画の目標（望ましい環境像及び基本目標）

(1) 望ましい環境像

「水とみどりに満ちあふれ 地球にやさしく 未来につながるまち 中央区」

(2) 基本目標

本区の地域特性を踏まえ、望ましい環境像を実現するための基本目標を下記のとおり設定する。

基本目標1 低炭素社会 ～地球にやさしいまちづくり～

基本目標2 循環型社会 ～限りある資源を大切にすまちづくり～

基本目標3 自然共生社会 ～水とみどりあふれる豊かなまちづくり～

基本目標4 安全安心な社会 ～安心とやすらぎが実感できるまちづくり～

基本目標5 学びと行動の輪（わ） ～みんなで環境活動に取り組むまちづくり～

7 計画の特徴（方向性）

- (1) 定住人口の増加が続いており、平成37（2025）年には、20万人を超えることが想定されている。また、約3万7千もの事業所を有し、活発な事業活動が展開されているとともに、大規模な開発事業も各地区で進められていることから、区民、事業者及び区の連携による、環境に配慮した取組を一層推進していく。
- (2) 緑が少ない本区においては、あらゆる機会を捉えて緑化を推進していくとともに、都内随一の水辺空間を有していることから、親水性のある水辺環境を整備し、憩いの場を創出していく。
- (3) 低公害・低燃費車の普及促進のほか、自動車使用の抑制による環境負荷の低減を図るとともに、区内周遊の魅力を高めるためのエコモビリティ（環境にやさしい移動手段）の活用を進めていく。
- (4) まちづくりにおいては、水素エネルギーはもとより、再生可能エネルギーや未利用エネルギーの活用を推進していくとともに、都市部で顕在化しているヒートアイランド現象緩和のための取組を推進していく。

以上の点から、新たな中央区環境行動計画を策定し、これらの取組を精力的に推進することで、地球環境を保全し、次の世代に引き継いでいく。

なお、策定に当たっては、区政世論調査のほか、区内環境活動団体等と連携して実施する事業者・団体意識調査、さらには、区立小中学校の児童生徒あて実施する意識調査の結果を反映させていく。

8 計画の進行管理（PDCA サイクル）

中央区環境行動計画推進委員会において、事業の進行管理や評価を行い、その結果については、区民に公表していく。

9 スケジュール

- 平成29年6月29日 第1回中央区環境行動計画推進委員会
- 平成29年8月29日 第2回中央区環境行動計画推進委員会
- 平成29年11月予定 第3回中央区環境行動計画推進委員会（中間報告案）
中央区環境保全推進委員会（庁内）での中間報告
庁議及び議会（環境建設委員会）での中間報告
- 平成29年12月予定 パブリックコメントの実施
- 平成30年2月から3月予定
第4回中央区環境行動計画推進委員会（最終報告案）
中央区環境保全推進委員会（庁内）での最終報告
庁議及び議会（環境建設委員会）での最終報告

10 その他

計画の策定に必要な事項は、別途定めるものとする。

環境基本法

第7節 地方公共団体の施策

第36条 地方公共団体は、第5節に定める国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた環境の保全のために必要な施策を、これらの総合的かつ計画的な推進を図りつつ実施するものとする。この場合において、都道府県は、主として、広域にわたる施策の実施及び市町村が行う施策の総合調整を行うものとする。

地球温暖化対策の推進に関する法律

(地方公共団体の施策)

第19条

2 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画を勘案し、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するように努めるものとする。